

解決事項

一 操業を開始せしむるに際し、解雇手当を支給スルコト

二 操業開始に反対し得るに際し、専務取締役、毛利

徳吉ハ会社ト絶縁スルコト

三 今般業者ハ元専務取締役ハ西田ニシテ於テ

経営に資する調査次第(十月中旬頃迄)操

業を開始スルコト